

## ユニット型短期入所施設山崎園 運営規程 (介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 三幸会が開設するユニット型短期入所施設山崎園（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護事業・指定介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者が、要介護状態、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し適正な指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護（以下「短期入所生活介護等」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、利用者の要介護状態・要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行わなければならない。また、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めなければならない。
- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供しなければならない。
  - 3 事業所は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町・老人福祉を増進することを目的とする事業所、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努めなければならない。
  - 4 事業を行うにあたっては、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護サービス計画・介護予防短期入所生活介護サービス計画（以下「短期入所サービス計画等」という。）に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行わなければならない。
  - 5 短期入所生活介護等の提供に当たっては、親切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行わなくてはならない。
  - 6 短期入所生活介護等の従事者は、サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。
  - 7 事業所は、自らその提供する短期入所生活介護等の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
  - 8 事業所は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、短期入所サービス計画等に基づき、利用前の居宅における生活と利用後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ユニット型短期入所施設山崎園
- (2) 所在地 浜松市西区雄踏町山崎2829番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種・員数及び職務内容は次のとおりとする。尚、員数は介護老人福祉施設と合算の数とする。

- (1) 管理者 1人  
管理者は事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活指導員 1人以上  
利用申込み受付、家族・担当介護支援専門員との連絡、利用者の生活相談等を行う。
- (3) 介護職員 24人以上  
利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- (4) 看護職員 1人以上  
利用者の保健衛生並びに健康管理等の看護業務を行う。
- (5) 管理栄養士 1人以上  
食事の献立作成・栄養計算・利用者に対する栄養指導、栄養ケアマネジメント等を行う。
- (6) 機能訓練指導員 1人以上  
日常生活を営むのに必要な機能維持、改善又はその減退を防止するための機能訓練を行う。
- (7) 介護支援専門員 1人以上  
短期入所サービス計画等の作成を行う。

(営業日)

第5条 営業日は年中無休、送迎時間は施設送迎の場合は9時から17時とし、家族送迎の場合は8時30分から17時までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は次のとおりとする。 1ユニット 定員10名

(定員の遵守)

第7条 事業所は、利用定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りではない。ユニットについては、ユニットの定員を超えて入居させてはならない。

(事業の内容)

第8条 短期入所生活介護等の内容は次の通りとする。

- 1 日常生活の援助 日常生活能力に応じて必要な介護を行う。
- 2 機能訓練 利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するため、又機能維持のための機能訓練を提供する。
- 3 送迎 障害の程度、地理的条件等により送迎を希望する利用者については専用車輛により送迎を行う。
- 4 相談・援助に関すること 利用者及びその家族の介護等に関する相談及び助言を行う。

(サービスの内容)

第9条 介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 事業所は、一週間に二回以上、適切な方法により利用者を入浴させ、又は清拭しなければならない。
- 3 事業所は、利用者に対しその心身の状況に応じて、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 事業所は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 事業所は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 6 事業所は、利用者に対し前各項に規定するもののほか、離床・着替え・整容等の介護を適切に行わなければならない。
- 7 事業所は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 8 事業所は、利用者に対しその負担により、当該事業所従事者以外の者の介護を受けさせてはならない。
- 9 事業所は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。
- 10 事業所は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるようその意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。

(短期入所生活介護等の利用料)

第10条 本事業所が提供する短期入所生活介護等の利用料は、厚生労働大臣の定める基準（告示上の報酬額）によるものとし、そのサービスが法定代理受領サービスである時は、利用料のうち利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。但し、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- (1) 食費 (朝食390円 昼食510円 夕食510円) 1日 1,410円  
尚、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。
  - (2) 滞在費 ユニット型 個室 1日 2,006円  
尚、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。
  - (3) 理美容代 1回 2,050円(消費税込)から《希望された方》
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、短期入所生活介護等において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。
- 2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記入押印)を受けるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従事者は、短期入所生活介護等を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するもの

とする。

(通常の送迎の実施地域)

第 12 条 通常の送迎の実施地域は、浜松市西区・南区・中区・湖西市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 13 条 利用者は、短期入所生活介護等の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従事者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(非常災害対策)

第 14 条 非常災害に備えて、消防計画・風水害・地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等の責任者を定め、年 2 回以上の避難訓練等の必要な訓練を行う。

(個人情報の保護)

第 15 条 従事者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏洩しない。

2 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を保護させるため、従事者でなくなった後においても、これらの個人情報を保護するべき旨を従事者との雇用契約の内容とする。

3 短期入所生活介護等利用中、利用者に医療上緊急の必要性がある場合には、医療機関に利用者の心身・病状等の情報を提供できるものとする。

4 必要に応じ、居宅介護支援事業者等に対して利用者又はその家族に関する情報の提供をする場合は、利用者又はその家族から文書による同意を得る。

(その他運営についての留意事項)

第 16 条 事業所は、従事者の質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時の研修 採用後一ヶ月以内

(2) 継続研修 年二回

2 従事者等は、勤務中においては身分を証明する身分証明証を常に携帯し、利用者や家族から提示を求められた時はこれを提示する。

3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人三幸会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は一部を変更し、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は一部を変更し、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は一部を変更し、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は一部を変更し、令和 1 年 10 月 1 日から施行する。